

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準）</p> <p><u>第7条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>～〔略〕</p> <p>（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準）</p> <p><u>第8条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、1のユニットの入居定員は、原則として12人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>（区域外にある事業所に係る指定基準の特例）</p> <p><u>第9条</u> 法第78条の2第1項又は法第115条の12第1項の申請に係る事業所が墨田区の区域の外にある場合は、法第42条の2第1項本文又は法第54条の2第1項</p>	<p>（<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所等の共同生活住居の数</u>）</p> <p><u>第7条</u> <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第8条</u> 〔同左〕</p> <p>～〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第9条</u> 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、12人以下としなければならない。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井の間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>―〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第10条</u> 〔同左〕</p>

本文の指定は、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の定める基準を墨田区の基準とみなして行うことができる。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室に係るこの条例による改正前の第9条第4号の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。